

新型コロナウイルス感染拡大を防止するために

町長からのメッセージ

4月16日に全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。このうち茨城県は、感染拡大防止策を重点的に行う必要がある「特定警戒都道府県」と位置付けられています。町民の皆様には、大型連休を含む5月6日までの期間、感染拡大防止のため、昼夜を問わず首都圏を含め不要不急の外出をお控えいただくとともに、密閉・密集・密接の『3つの密』を避けるよう、意識して行動してください。そして、こまめな手洗いと、せきエチケットを徹底していただき、発熱等の症状が見られたら、毎日、体温の測定を行い、外出を控えてください。

ご自身を守るため、ご家族を守るため、身近な人たちを守るため、この厳しい状況を町民が心を一つにして乗り越えていきましょう。皆様のさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年4月17日
阿見町長 千葉 繁

以下のような症状がある人は

「帰国者接触者相談センター」にご相談を！

感染の疑いがある場合は、専門の帰国者・接触者外来を紹介しています

- ▼風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く
- ▼強いだるさや息苦しさ

※高齢・妊婦の人はこれらの症状が2日以上続く場合にご相談ください

●帰国者・接触者相談センター（竜ヶ崎保健所）

☎ 0297-62-2161（平日の午前9時～午後5時）

最新のお知らせはこちら

阿見町ホームページ
新型コロナウイルス
感染症関連情報



各種配信サービスはこちら

あみメール
登録ページ



阿見町
Twitter



新型コロナウイルスに関する一般的な電話相談窓口

●阿見町 健康づくり課

☎ 888-2940

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

●竜ヶ崎保健所

☎ 0297-62-2161

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

●茨城県庁内専用電話

☎ 029-301-3200

受付時間：24時間対応（土・日・祝日を含む）

●厚生労働省電話相談

☎ 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後9時（土・日・祝日を含む）

主な内容

新型コロナウイルス感染症関連情報… 2

「阿見町政策実現プラン」を公表します！… 4

令和2年度の施策と予算…………… 6

もうつくった？ マイナンバーカード… 14

あみ人材育成基金について…………… 32

「まい・あみ・まつり 2020」中止のお知らせ

「まい・あみ・まつり 2020」の開催に向けてご尽力いただいている関係各位ならびに町民の皆さまへ、まつり開催の中止をお知らせします。

当実行員会では、令和2年8月1日(土)・2日(日)のまつり開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない現状を鑑み、クラスター発生予防の観点からまつり開催に向けた準備が困難な状況にあります。また、当まつりは、多くの町民等が集うイベントとなるため、来場者の安心・安全を最優先に考え、今年度のまつり開催を中止とさせていただきます。

まつりを楽しみにされていた方や関係者の皆様には、何卒ご理解いただき、令和3年度のまつり成功に向けて、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月15日

まい・あみ・まつり実行委員長 松浦 健一

■マスクの配付について

町では感染症用備蓄マスクと、友好都市「柳州市」よりご寄付いただいたマスクを配布します。ただし枚数に限りがあるため、感染リスクが高いと言われていた人などへお配りさせていただきますこと、ご理解をお願いします。これまでに小中学生や町内の「診療所」、「介護事業所」、「障がい者支援事業所」に配付しましたが、今後は妊娠中の人やご自宅にお住いの介護サービスを利用していない75歳以上の人へ郵送等によりお届けします。

■役場庁舎内の取り組み

庁舎の出入り口にアルコール消毒を設置しているほか、1階ロビー等のソファは間隔をあけて利用いただいています。また、窓口の感染防止のためアクリル製のついたての設置を進めています。

■町商工会青年部からマスクとアルコールが寄贈されました

4月17日、町商工会青年部から町へSサイズ(子ども・女性用)マスク2,000枚とアルコール消毒液60リットルが寄贈されました。ありがとうございます。



■町の主な給付金・支援制度等

生活支援臨時給付金	生活支援臨時給付金については、総務省通知を踏まえ、給付に向けた準備を進めています。対象となる人や申請方法などは、決まり次第お知らせします。
子育て世帯臨時特別給付金	児童手当(特例給付を除く)に子ども1人あたり1万円を上乗せして給付を予定しています。詳細につきましては決まり次第お知らせします。
町税・保険料における徴収の猶予制度	納税者(ご家族を含む)がり患された場合のほか、事業の廃止・休止、事業に著しい損失を受けた場合などは、町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収の猶予制度がありますので、以下にご相談ください。 ▼町税・国民健康保険税について: 収納課 ☎ 888-1111 (内 157) ▼介護保険料について: 高齢福祉課 ☎ 888-1111 (内 143・726) ▼後期高齢者医療保険料について: 国保年金課 ☎ 888-1111 (内 134・135)
上下水道料金および農業集落排水施設使用料のお支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により一時的にお支払いが困難になった個人・法人を対象に猶予の相談を受け付けます。 ▼上下水道課お客様センター ☎ 889-5151
事業者向け資金繰り支援(民間金融機関による信用保証付融資)	○セーフティーネット保証4号・5号 ○危機関連保証 ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (内 172・712)

■ 公共施設の休止状況（4月17日現在）

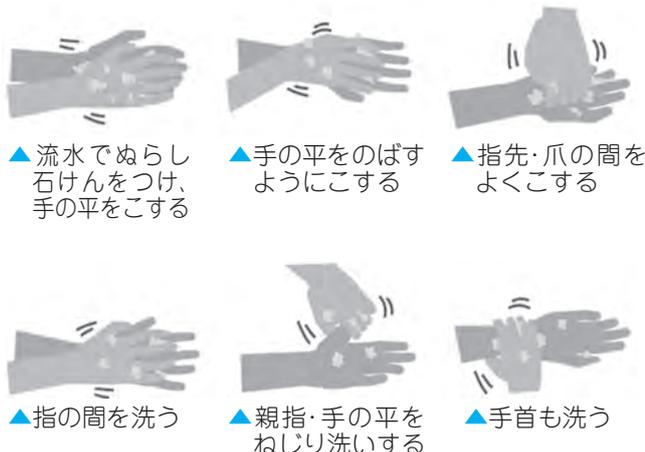
施設名称	利用休止・休館期間	問合せ先
中央公民館 かすみ公民館 君原公民館	5月6日(水)まで	生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888-2526
本郷ふれあいセンター 舟島ふれあいセンター		図書館 ☎ 887-6331
町立図書館		
総合運動公園 町民体育館 学校体育施設		生涯学習課（中央公民館内） ☎ 888-2526
町民活動センター		町民活動センター ☎ 888-2051
男女共同参画センター		男女共同参画センター ☎ 896-3181
福祉センターまほろば		福祉センターまほろば ☎ 887-3969
町立小中学校	教育委員会指導室 ☎ 888-1111（内735）	
予科練平和記念館	5月7日(木)まで	予科練平和記念館 ☎ 891-3344

※市内の保育施設については、5月6日(水)まで利用自粛をお願いしています。

■ ひとりひとりが取り組める感染予防

新型コロナウイルス感染症を防止するためには、次のような対策がとても重要です。感染症の拡大を防ぐために皆さまのご協力をお願いします。

① せっけんによるこまめな手洗い



② せきエチケット



- ▲ 口・鼻を覆う
- ▲ (マスクがない時) ティッシュ等で口・鼻を覆う
- ▲ (マスクがない時) 袖で口・鼻を覆う

※首相官邸ホームページを加工し作成
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus/html>)

「阿見町政策実現プラン」 の進捗状況を公表します！

平成 30 年 3 月に就任した千葉町長は、魅力あるまちづくりを行うために 6 つの約束と 24 の政策の実行を掲げました。これらの政策を確実に実行し、また町民の皆さまに政策の内容と進捗状況を分かりやすくお伝えするため、「阿見町政策実現プラン」を策定しました。

政策企画課 ☎888-1111 (755)

※達成率は令和 2 年 3 月末現在

	内容	達成率
約束1 教育 未来へ投資を行うまちづくり	■あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給（詳細は 32 ページをご覧ください） 若者の移住および定住の促進ならびに地域産業の担い手となる人材の確保を図るため、奨学金の「返還支援型」と「海外留学補助型」で 2020 年から募集を開始します。	100%
	■スクールカウンセラーの配置拡充 児童・生徒の行動等の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図ることにより、暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、解決に努めます。	100%
	■給食費無料化の拡大 現在の第 3 子以降給食費無料化から、さらに無料化の範囲を拡大します。2020 年度から実施します。	100%
	■ランドセルの無料配布 2020 年 4 月に小学校等に入学予定の新 1 年生に、入学祝品としてランドセルを贈呈しました。	100%
約束2 福祉 お互い助け合えるまちづくり	■病児保育施設の整備 2020 年度末までに病児保育施設の整備を目指し、働きやすい子育て環境を整え、若い世代の定住促進を図ります。	50%
	■18 歳までの医療費無料化 医療費無料化の対象年齢をこれまでの 15 歳から 18 歳までに拡大し、必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の助成を行います。	100%
	■障がい者が自立できる授産施設の創設 障がい者が自立できる授産施設（就労継続支援 B 型事業所）を含む地域生活支援拠点の整備により、障がい者の生活の安定を図ります。2019 年度末には事業者を決定しました。	100%
	■低所得者が入所できる介護施設の誘致 広域型特別養護老人ホームを誘致し、多床室の設置に伴う利用料金の負担軽減を図るとともに、待機者解消に努めます。2020 年度中には開設を目指します。	55%
約束3 産業 地域資源を活かすまちづくり	■道の駅建設を凍結し再検討 これまで町が進めてきた道の駅整備事業については、凍結・再検討とします。「道の駅整備事業検証委員会」を立ち上げ、「立地場所」、「整備時期」、「建設費用」、「運営体制」の 4 つの視点から検証を行います。2020 年度中に検証を終了し方針を決定します。	60%
	■プレミアム付き商品券の復活 プレミアム付き商品券の販売により町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋がります。さらに、高齢者や子育て世帯に優先販売することで、安心を実感できる町を目指します。	100%
	■グリーン・ツーリズムの推進 グリーン・ツーリズムの新たな受入れ拠点の発掘と人材の確保・育成、地域資源を活用した試験モデルとしてレンコン掘取り体験等、新たな体験・交流メニューの立案と実証を行い、都市と農村間の交流を通じて農村交流の活性化を図ります。	60%
	■観光資源の発掘と特産品の開発 町観光施策を推進するため、骨格となりうる阿見町らしい観光資源の確立が急務となっています。「阿見町観光プロデュース推進事業」により、観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業施策の検証・展開を実施します。	50%

約束4 参加	内容	達成率
誰もが 主役になれるまちづくり	■地域予算の創設による町民参加型予算の導入 地域の課題・地区の要望等を住民自らが討議して町へ要望し、納得した税金の使い方を実感することでさらなる自治意識の向上に繋げていきます。2021年度から地域予算の試行的導入を目指します。	60%
	■町民討議会の開催 町民討議会を通して住民が身近な課題について考え、意見を交わしながら解決策を導きだしていき、まちづくりに対する自治意識の醸成を図っていきます。	100%
	■NPO等の町民活動への支援 NPO等の継続的な活動基盤にもなる町事業を積極的に協働・委託していきます。2021年度から毎年度1件以上、NPO等市民活動団体と協働事業を実施します。	60%
	■議会のケーブルテレビ中継とネット配信 2021年度末までに、議会のケーブルテレビ中継とネット配信の運用を目指します。	95%

約束5 安心	内容	達成率
危機管理が びびるまちづくり	■県外市町村との災害時相互支援協定の締結 大規模災害時には、被災した自治体単独では十分な復旧・救援活動が行えないため、事前に相互応援を行う体制を確保することにより、迅速かつ円滑な支援活動を図ります。	100%
	■警察等からの出向職員の配置 廃棄物の不法投棄、不適正残土等への対処として、町環境保全監視員には2019年度以降も引き続き警察官OBを採用します。	100%
	■自治体クラウド移行によるリスク回避 自治体クラウドの導入により、複数の自治体で情報システムの共同化を図り、住民サービス等の向上や外部へのデータ保管による災害時の市町村間の相互支援・被災した際の他市町村での業務運用が可能になります。2020年度から運用を開始します。	100%
	■救急体制の再構築 人口の増加に伴い救急搬送の要請件数が年々増えている町西部地域において、本郷ふれあいセンターに救急車を駐留させる体制を整えることで、救急車の到着時間の短縮等を図ります。	100%

約束6 財政	内容	達成率
財政規律を まもるまちづくり	■基金積立額の適正確保と町債の抑制 公共公益施設整備基金へ毎年継続して積立をします。また、町債の借入額を同年度の返済額以内にします。	50%
	■公平・公正な入札と契約制度の見直し 2019年度に電子入札を本格導入しました。適切な入札・契約制度の確立を目指します。	100%
	■ふるさと納税への積極的な対応 ふるさと納税により自主財源を確保することで、新規事業の財源に繋がります。また阿見町らしい魅力ある返礼品を充実させ、真の「ふるさと」を思い出すような返礼に努めます。2019年10月には、ポータルサイトへの掲載・運用を開始しました。	100%
	■公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し 2020年度までに、町の主要な公共施設の個別施設計画をすべて策定します。	80%

政策実現への想い

町長という重責を担わせていただいてから早くも2年が過ぎました。改めて、町民の皆様の負託に応えるため全力投球で誠心誠意努めさせていただきます。

阿見町は、豊かな自然環境、地理的条件、教育、医療、観光に関する優れた資源が存在します。この資源を活かし、皆様と共に町を発展させることが大切であると考えております。一方で、町が抱える様々な課題の解決も図っていかねばなりません。

私は、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念を町行政運営の基本方針として、町民の皆様との6つの約束と24の政策を掲げさせていただきました。

この2年間で一歩ずつではありますが、政策を推進し成果が伴ってきたと感じております。引き続き、粘り強く取り組んでまいります。

2020年4月 阿見町長 千葉 繁



令和2年度の施策と予算



『人と自然が織りなす、輝くまち』を目指す 『あみ・未来プロジェクト』

令和2年阿見町議会第1回定例会が2月19日から3月6日までの会期で開催され、総額304億7,219万円の令和2年度予算案ほか30議案が可決されました。今月号では、定例会で町長が述べた施政方針と新年度予算の概要についてお知らせします。

施政方針

令和という新時代の幕開けを迎えた我が国は、同時に大きな転換期を迎えております。少子高齢化の急速な進行により、2008年をピークに総人口が減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2018年には約1億2644万人だった人口は、40年後の2060年には約9284万人にまで減少すると見込まれており、同時に高齢化率は、将来的に約4割まで上昇すると言われております。また、昨年の出生数は、1899年の調査開始以来、初の90万人を割り込む見通しとなっております。

本町の人口は、平成31年1月の4万7587人から令和2年1月の4万7814人へと、この1年間で227人増加しました。しかし、地区別に見ると、住宅地開発が盛んに行われている一部の新市街地の人口増が、既存地域の人口減を補う構図となっております。このまま何も対策を講じないと、数年のうち人口は減少局面に転じ、高齢化率は更に上昇してまいります。特に、20歳代の若年層について、就職などを契機とした町外への転出が続いていることもあり、生産年齢人口は既に減少

に転じている状況にあります。このような変化の著しい時代環境にあつてこそ、将来を見通し、安定した雇用の創出や、子育て世代に対する支援の充実・強化などにより、若い世代が地元で就職し、結婚し、安心して子どもを産み、育てていけるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。加えて、高齢者等がいつまでも元気で活躍し、介護や福祉サービスなどを必要に応じて受けられ、そして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められております。また、近年多発している地震や風水害による災害等の被害を最小にするため、都市の強靱化を進め、災害等に強いまちづくりを推進していく必要があります。

令和2年度は、総合的かつ基本的な町政運営の方針である第6次総合計画後期基本計画を力強く推進するため、第2期「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」に基づき、積極的な情報発信に力を入れていくとともに、出産・子育て支援、持続可能な地域づくりといった各分野において、これまで以上に連携を意識しながら、町勢発展のために全力で取り組んでまいります。

※施政方針の全文は町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp>) に掲載しております

主な施策の概要

令和2年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」、「支え合い」、「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要をご説明いたします。



町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もがいきいきと活躍できる持続可能なまちづくりの実現に向け、地域力を育む取組を推進してまいります。

■主な施策の概要

- ▼「町民討議会」を定期的で開催
- ▼地域課題を解決するための「地域予算制度」を導入
- ▼公共施設等の「個別施設計画」を策定
- ▼ふるさと納税の充実とまちの魅力の発信
- ▼「企業版ふるさと納税制度」を新たに導入

参加
町民・企業・行政等の
連携・協働促進
プロジェクト

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性をもった大学等との連携強化を推進してまいります。

主な施策の概要

- ▶ 大学等との連携協力の強化
- ▶ グリーンツーリズムの推進に向けた調査を実施
- ▶ 地域交流等の拠点として旧吉原小学校・旧実教小学校を整備するための整備内容の検討と改修工事を実施

支え合い
子どもの成長や
若者の活躍を支える
プロジェクト

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子どもの成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

主な施策の概要

- ▶ 男性不妊治療を新たに助成
- ▶ 不育症検査や治療の助成制度を新設
- ▶ 病児保育施設の整備を支援
- ▶ 新生児を対象とする先天性難聴のスクリーニング検査の費用助成



支え合い
町民の暮らしを支える
プロジェクト

幼児のむし歯予防のためのフッ化物洗口を支援
保育士等処遇改善助成金による民間保育士の確保
認定こども園の整備を支援
第3子以降の学校給食費無料化の対象範囲を拡大
あみ人材育成基金の創設と支援の実施

主な施策の概要

- ▶ スクールカウンセラーの対応時間の延長
- ▶ 特別支援教育支援員を増員
- ▶ 各中学校に不登校対策指導員を配置
- ▶ 竹来中学校の外壁改修と屋上防水工事
- ▶ 舟島小学校のトイレ・冷暖房設備の改修工事
- ▶ 君原小学校の屋内運動場の屋根および非構造部材改修工事
- ▶ 阿見小学校及び阿見第一小学校の屋内運動場建具改修工事

支え合い
霞ヶ浦等の地域
資源を活かした交流
プロジェクト

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、まちの魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

主な施策の概要

- ▶ 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用した積極的な情報発信と路面表示等の整備
- ▶ 国体セーリング競技会場跡地の利活用の検討
- ▶ 観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業の促進
- ▶ グリーンツーリズムの新たな受け入れ拠点の発掘と人材育成
- ▶ 地域資源を活用したモデル事業としてレンコン掘体験等を実施
- ▶ グリーンツーリズムの事業確立に向けた調査・研究を大学と連携し実施

支え合い
地域経済の
活力向上
プロジェクト

首都圏へのアクセスの良さを活かし、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

主な施策の概要

- ▶ プレミアム付き商品券事業の実施
- ▶ 「商工まつり」や「スイーツフェア」などの開催を支援
- ▶ 地域資源を活かした新商品開発の支援
- ▶ 茨城県と連携した阿見吉原地区への積極的な企業誘致と安全な住環境づくりを推進

▶ 荒川本郷地区の民間活力による良好なまちづくりを推進

▶ 町の東西市街地を連結する「都市計画道路寺子・飯倉線」の整備

▶ 水道事業の財政計画となる経営戦略の策定

令和2年度は、第6次総合計画後期基本計画の2年目に当たります。計画の目標達成に向けては、駅伝で言えば、正に、この第2区での飛躍がその鍵を握ります。

安全・安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めることはもちろん、人口減少・超高齢社会が進展する中においても、将来にわたり、町民一人ひとりが夢と希望を感じられる阿見町の実現に向け、メリハリの効いた財政運営を基本とし、積極的な未来への投資とともに、将来世代に過度の負担を残さない健全な財政運営を堅持することによって、今を生きる私たちはもとより、将来を担う子どもたち、そして将来の世代までが幸せに暮らしていける「未来に責任を持つ魅力あるまちづくり」を実現してまいります。

令和2年度 阿見町の予算

令和2年度
予算総額

304億7,219万9千円

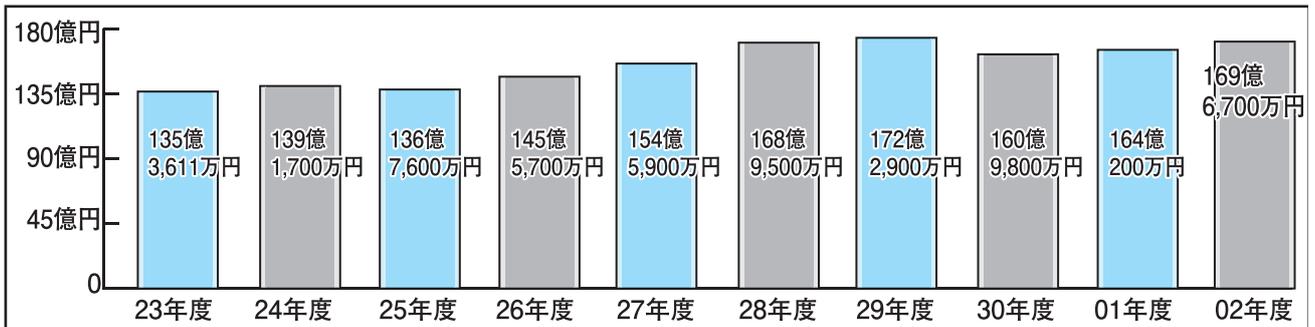
前年度比較 12億438万7千円(4.1%)増

▼内訳

会計	令和2年度予算	令和元年度比較
一般会計	169億6,700万円	5億6,500万円(3.4%)増
特別会計	92億5,900万円	18億7,500万円(16.8%)減
国民健康保険特別会計	49億500万円	2,800万円(0.6%)減
公共下水道事業特別会計	-	18億4,000万円 皆減
農業集落排水事業特別会計	-	1億5,000万円 皆減
介護保険特別会計	33億5,800万円	1億円(3.1%)増
後期高齢者医療特別会計	9億9,600万円	4,300万円(4.5%)増
公営企業会計(水道事業会計)	42億4,619万9千円	25億1,438万7千円(145.2%)増
水道事業会計	16億3,700万円	9,481万2千円(5.5%)減
下水道事業会計	26億919万9千円	26億919万9千円 皆増
公共下水道事業	23億4,821万円	23億4,821万円 皆増
農業集落排水事業	2億6,098万9千円	2億6,098万9千円 皆増

- 令和2年度から公共下水道事業・農業集落排水事業が特別会計から公営企業会計に変更になりました
- 予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

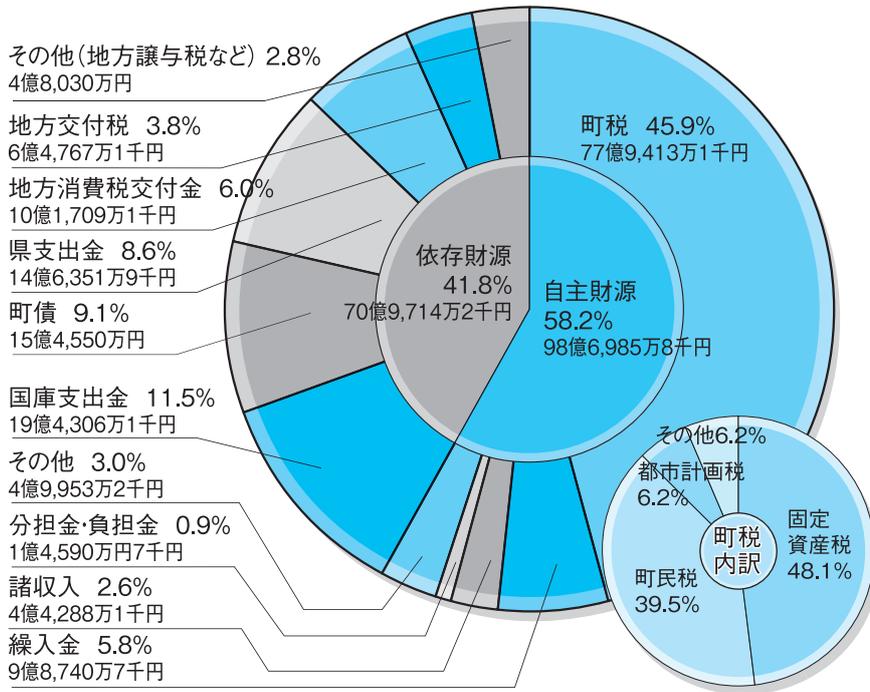
▼一般会計予算の推移



基金の残高			町債の残高		
基金等の名称	令和元年度末見込	令和2年度末見込	令和元年度末見込	令和2年度末見込	
財政調整基金	22億3,695万5千円	19億7,195万8千円	一般会計	147億5,287万9千円	
減債基金	3億7,310万円	3億7,310万円	特別会計	63億6,895万5千円	
その他の基金	19億8,165万2千円	20億7,829万9千円	水道事業会計	16億1,627万6千円	
国民健康保険支払準備基金	2億8,000万円	2億8,000万円	合計	227億3,811万円	
公共下水道整備基金	廃止	-	令和2年度末見込	一般会計	149億7,468万2千円
介護給付費準備基金	4億1,636万8千円	4億1,636万8千円	下水道事業会計	60億1,865万9千円	
農業集落排水事業債減債基金	廃止	-	水道事業会計	15億5,192万8千円	
土地開発基金(現金)	360万円	360万円	合計	225億4,526万9千円	
合計	52億9,167万5千円	51億2,332万5千円	※掲載金額は、令和2年度当初予算編成時点での見込みです		

予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

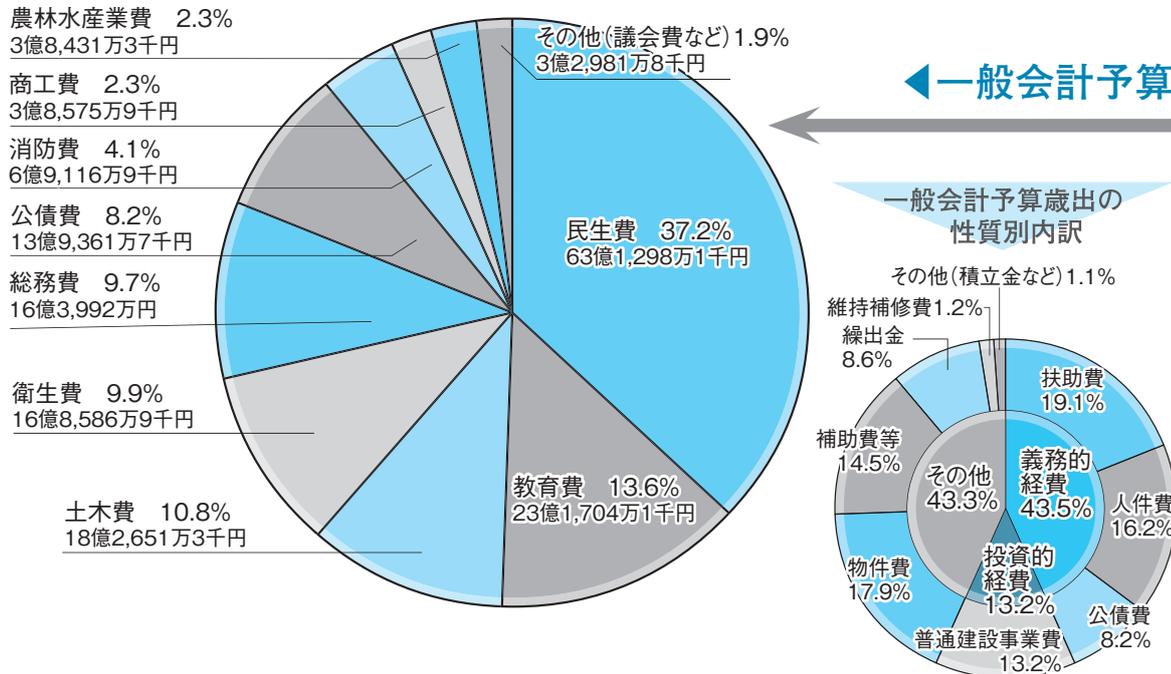
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

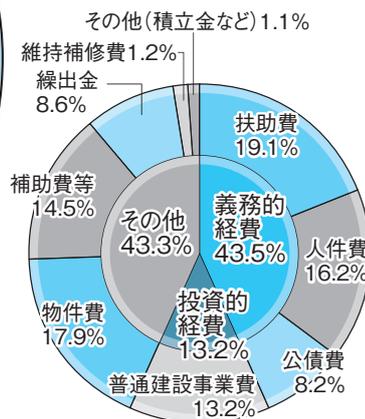
自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、法人町民税が減となりましたが、固定資産税の増などにより77億9千4百万円で、対前年度2千9百万円(0.4%)の増となりました。地方消費税交付金は、10億1千7百万円で、消費税率の引き上げに伴い、1億6千8百万円(19.7%)の増となりました。地方交付税は、6億4千8百万円で、2千4百万円(3.6%)の減となりました。国庫支出金は、19億4千3百万円で、1億8百万円(5.9%)の増となりました。県支出金は、14億6千4百万円で、1億9百万円(8.0%)の増となりました。繰入金は、9億8千7百万円で、3億6千8百万円(27.1%)の減となりました。町債は、15億4千6百万円で、5億4千3百万円(54.1%)の増となりました。

←一般会計予算歳出



一般会計予算歳出の性質別内訳



総務費では、行政情報ネットワーク運営事業の減などにより、16億4千万円、対前年度3千万円(1.8%)の減となりました。民生費では、民間保育所等管理運営事業の増や保育施設整備事業の皆増などにより、63億1千3百万円で、対前年度4億3千4百万円(7.4%)の増となりました。衛生費では、霞クリーンセンター維持管理費の増などにより、16億8千6百万円で、対前年度比4億4千6百万円(36.0%)の増となりました。商工費では、阿見東部工業団地に係る企業立地奨励金の増などにより、3億8千6百万円で、対前年度4千9百万円(14.4%)の増となりました。土木費では、道路新設改良事業や特定地区道路整備事業の減などにより、18億2千7百万円で、対前年度2億1千4百万円(10.5%)の減となりました。教育費では、国民体育大会事業の皆減などにより、23億1千7百万円で、対前年度2億5千1百万円(9.8%)の減となりました。

令和2年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

3. 暮らしを支えるまちづくり

●プレミアム付商品券事業 【1,000万円】

町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化に繋げ、高齢者や子育て世帯に事前優先販売することで、安心を実感できる町を目指します。【商工観光課】

プレミアム付商品券▶
(イメージ図)



●宅地耐震化推進事業《新規》【1,324万円】

ハザードマップ等を作成することにより、宅地被害に伴う災害リスクの軽減を図ります。【都市計画課】

●産学官連携事業 【334万円】

産学官連携による地域農業の活性化を図ります。【農業振興課】



◀おいしいお米プロジェクト

《その他の主な事業》

●道路橋梁維持補修事業 【3億8,046万円】

●道路新設改良事業 【1億5,035万円】

●都市計画道路寺子・飯倉線整備事業 【2億753万円】

4. 安全・安心のまちづくり

●公共下水道整備事業 【3億2,353万円】

下水道の整備を図り、生活環境の改善や河川等の公共用水域水質保全を図ります。【上下水道課】

●廃棄物対策強化事業 【1,047万円】

廃棄物の不法投棄や大量の残土の堆積などを発生させないため、抑止力の強化を図ります。【廃棄物対策課】

●老朽管布設替工事 【9,900万円】

安全・安心な上水道を継続して供給するために、古くなった配水管を計画的に更新します。【上下水道課】

《その他の主な事業》

●第四次水道拡張事業 【2億8,867万円】

1. 人がつながるまちづくり

●ふるさと納税事業 【2,121万円】

ふるさと納税制度を積極的に活用することで自主財源を確保し、効果的・効率的な財政運営を図り、阿見町ならではの魅力的な返礼品を充実させることで町をPRし、町の農業や商工業振興に寄与することを目指します。【政策企画課】

●さわやかフェア事業 【354万円】

行政が実施している事業等のPRイベントを開催し、事業に対する理解と周知を図ります。【秘書広聴課】

●みんなが主役のまちづくり事業 【119万円】

多くの町民が積極的にまちづくりへ参加できる機会を設け、町政への関心を高めながら自治意識の向上に繋げ、誰もが主役になれるまちづくりを推進していきます。【町民活動課】

《その他の主な事業》

●国際交流推進事業 【645万円】

2. 人を育むまちづくり

●保育士等処遇改善助成金 【2,070万円】

町内私立保育施設の保育士等に対し処遇改善の補助を行い、保育士の確保を図り待機児童の解消を目指します。【子ども家庭課】

●保育施設整備事業《新規》【2億2,503万円】

認定こども園の建て替えおよび病児保育の施設整備に対する補助を行い、仕事と子育ての両立をサポートし、子育て環境を整えることで若い世帯の人口増に繋がります。【子ども家庭課】

●高齢者買物支援事業《新規》 【144万円】

日常生活必需品の購入が困難な高齢者に対し、事業者と連携し移動販売車による買物の支援を行うことにより福祉の向上を図っていきます。【高齢福祉課】



◀移動販売者による買物支援

《その他の主な事業》

●地域子育て支援センター事業 【670万円】

あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つかたわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル(技術)は、自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団の入団については、防災危機管理課までお気軽にご相談ください。

消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常勤の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、幼児から高齢者を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与▼公務災害補償あり
- ▼災害出勤手当・年額報酬等の支給あり
- ▼退職報償金制度(5年以上)あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

消防団のおもな活動

- ▼消火活動は各種消防訓練・地区の水利点検・放水訓練・出初式・防火防災教室・消防ポンプ取扱い訓練など

消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、防災危機管理課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である(学生可)③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団(第1～15分団)、各分団から選出された指導員、女性部により構成されています
- ▼町消防団の事務等は防災危機管理課が行っています



▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来

軽自動車税(種別割) 減免手続き・税率

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (152)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- 1 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- 2 戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- 3 精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- 4 療育手帳 判定がAまたはA

▼対象となる運転者

- 1 障害者本人
- 2 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- 3 障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて一台に限ります

※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません

※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

■申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限【6月1日(月)】までです。軽自動車税(種別割)納税通知書(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の認印・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成28年度から改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別			①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車	
				②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査から13年を経過したもの（重課税率）平成28年度から
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円

■グリーン化特例（軽課税率）

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初度登録（新規登録）を受けた四輪以上および三輪の軽自動車（排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両（新車に限る）は、初度登録をした日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税（種別割）が軽減されます。

種 別			軽減税率（1年限り）		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円

■グリーン化特例の適用となる基準

種 別	排ガス性能	燃費性能		特例措置の内容
電気自動車	—	—		おおむね75%軽減
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値よりNOx10%低減	—		
ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排ガス規制適合かつ平成17年排ガス基準値NOx75%低減または平成30年排ガス規制に適合かつ平成30年排ガス基準値よりNOx50%低減	乗用車	令和2年度燃費基準+30%達成	おおむね50%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成	
		乗用車	令和2年度燃費基準+10%達成	おおむね25%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成	

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

種 別	税 額	
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの（ミニカーを除く）	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000円

もうつくった? マイナンバーカード



▲マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

町民課 ☎888-1111 (122・705)

平成28年1月から交付が始まったマイナンバーカード。皆さまは取得されましたか？

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を目的として開始されました。マイナンバーは1人に1つ付けられるその人だけの番号で、社会保障や税、災害対策における行政手続きのために使われます。

マイナンバーカードは、本人確認書類だけでなく、令和3年3月(予定)からは健康保険証としても利用できるようになります。

これを機にマイナンバーカードを取得してみませんか？

■申請方法

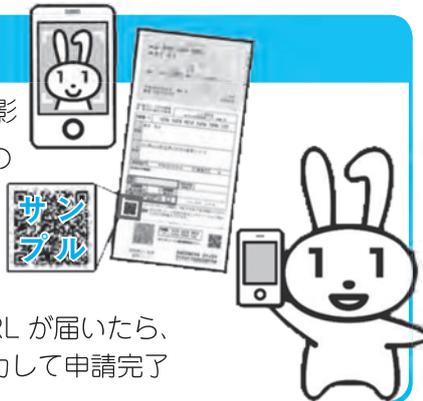
下記の2通り(ご自身で申請・町役場での申請)の方法があります

ご自身で申請する場合



スマートフォン

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 スマートフォンで交付申請書の二次元コードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用のWEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトURLが届いたら、顔写真を登録・必要事項を入力して申請完了

証明用写真機

- 1 「個人番号カード申請」を選択
- 2 料金を投入、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- 3 案内に従い必要事項を入力
- 4 顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、顔写真(6か月以内撮影)を貼付・郵送し申請完了

※ 交付申請書がない場合、町民課で再交付します。ご希望の方はお問い合わせください

役場で申請する場合

ご本人が町民課窓口に来庁いただければ、その場で写真を無料でお撮りして、マイナンバーカードの申請の補助をします。

▼申請受付日

平日のみ
(祝日・年末年始を除く)

▼受付時間

午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

▼お持ちいただくもの

本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証・介護保険被保険者証・年金手帳など)

▼その他

写真撮影から申請が終了するまで20分ほどかかります
※ 窓口の混雑状況により、さらに時間がかかりお待ちいただくこともあります。時間に余裕をもって来庁してください

■受け取り方法

申請後、約1か月半後に「交付通知書」が届きます。交付通知書に記載されたものを持参のうえ、指定された交付場所に申請者ご本人がお越しください。



こんなときに使えるマイナンバーカード

コンビニで手軽に住民票を発行！

全国のマルチコピー機を設置しているコンビニ等で、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書を取得することができます。窓口の閉庁時である早朝・夜間や土・日・祝日にでもご利用いただけます。

▼手数料

1通 200円

▼利用時間

午前6時30分～午後11時
(12月29日～1月3日、およびシステムメンテナンス日は除きます)

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です

窓口交付(1通300円)よりお得で便利！



マイナンバーの提示が簡単に！

年金や税などの手続きでマイナンバーを求められたとき、マイナンバーカードの提示のみで済みます

身分証明書として使える！

顔写真の付いた公的な身分証明書として利用できるため、運転免許証を返納された人や身分証明書を持っていない人にも最適です

健康保険証として使えるように！

2021年3月からスタートし、2023年3月末には、ほぼすべての医療機関でマイナンバーカードが、健康保険証として使えるようになる予定です。これにより、毎月の資格確認がスムーズになると同時に不正利用防止にもつながります

マイナンバーカードでお得にお買い物「マイナポイント」

令和2年度、マイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」制度が国により実施されます。マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得した人を対象に、キャッシュレス決済の利用や電子マネーの入金時に付与されるポイントです。還元率は25%で、買い物などに使うことができる最大5,000円分のポイントがもらえます(詳細は国が検討中)。

申請までの流れ

受付中



7月申込
開始(予定)



9月～翌年3月
利用期間(予定)

- ①マイナンバーカードを取得する
- ②マイナポイントを予約する
マイキーIDを設定します
- ③マイナポイントを申し込む
好きなキャッシュレス決済サービスを選択します
- ④マイナポイントを取得する
選択したキャッシュレス決済サービスでチャージが買い物をするとポイントがもらえます
- ⑤マイナポイントを利用する

■マイナンバーカードの取得はお早めに！

マイナンバーカード取得には、1か月半程度かかります。ポイントの取得時期が近づきますと、申請から交付まで通常よりも時間が要することが見込まれますので、ご注意ください

■マイキーID設定支援を行っています

- ▼受付場所: 役場3階302会議室
- ▼受付時間: 午前8時30分～午後5時15分
※平日のみ(祝日・年末年始除く)
- ▼問合せ先: 総務課情報政策係 ☎ 888-1111(752)

■マイナポイントを活用した消費活性化策に関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 ※ダイヤル後、「5」番を選択してください

▼平日: 午前9時30分～午後8時 ▼土・日曜日、祝日: 午前9時30分～午後5時30分
(年末年始: 12月29日～1月3日を除く)

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

環境美化について

生活環境課 ☎888-1111 (内 251)

『町内クリーン作戦』および『家庭用使用済み天ぷら油の回収』の中止について

町では、環境美化の推進のために、5月と11月に年2回の「町内クリーン作戦」と「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を実施していますが

※令和2年度5月実施分の「町内クリーン作戦」および「家庭用使用済み天ぷら油の回収」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します

第93回霞ヶ浦清掃大作戦の報告

町では、毎年春と夏に霞ヶ浦清掃大作戦を行っています。3月には、皆さまのご理解・ご協力により、予科練平和記念公園付近から廻戸・大室下堤防、掛馬下堤防、島津下堤防を拠点に清掃活動を実施しました。しかし、霞ヶ浦堤防沿いでは、未だポイ捨てや、不法投棄の解消には至っていません。今後も霞ヶ浦の環境美化にご協力をよろしくお願いいたします。

- ▼実施日 3月1日(日) 午前8時から実施
- ▼清掃場所 ▼廻戸から大室下堤防 ▼大室下堤防から掛馬下堤防 ▼島津下堤防
- ▼参加人数 177人
- ▼回収量 ▼可燃 1.15トン ▼不燃 2.53トン ▼合計:3.68トン
- ▼主催 霞ヶ浦問題協議会、阿見町



『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

- ▼日時 6月3日(水)午前10時から
- ▼場所 中央公民館1階多目的室 ▼講師 山田晃太郎氏
- ▼募集人数 40人(定員で締切)
- ▼募集期間 5月11日(月)～25日(月)
- ▼申込方法 下記に電話または直接申し込む
- ▼その他 参加者には苗をプレゼントします。ビニール袋を持参してください
- ▼問合せ 生活環境課 ☎888-1111 (252)



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため内容が変更となることがあります

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

注意！ あなたの土地が狙われています！

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

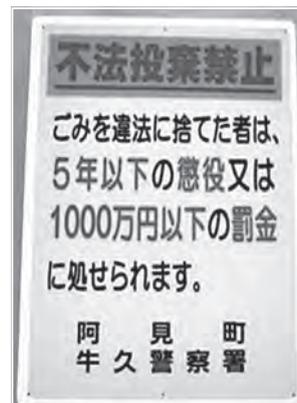
近ごろ、町内でもゲリラ的な不法投棄が発生していますので、ご注意ください。

悪質な業者から金銭の提供や架空のもうけ話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。不法投棄の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。

防止対策としては、草刈や枝払いをして土地をきれいにしておく・見廻りをする・進入防止柵や不法投棄禁止の看板を設置する等が有効です。右記の『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課(霞クリーンセンター内)までお問い合わせください。

▼不法投棄禁止看板



不法投棄・残土埋め立ての事例

- 資材置き場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された
- 埋立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた
- 遊休地にいつの間にか不法投棄されていた

※悪質な事業者は、金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用の同意を得ようとします。そして同意を得ると、すかさず法律等や手続きを無視して短期間で廃棄物等を大量に持ち込んだり、周りの土地まで行為が拡大したりします。さらに、事業者が行方不明となってしまった場合には、土地所有者が撤去等の対応をしなければならないなど、莫大な損害を受けるケースがあります

防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸さない
- 自分だけで判断せず、周りに相談する
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ
- 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地等は定期的に見回ったり、侵入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板を設置したりするなど、土地所有者（管理者）として出来る必要な措置を講じておく

不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番（☎ 0120-536-380）へ

- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（平日） ※ 受付時間外は牛久警察署まで
- お問い合わせ：▼牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎ 029-301-3033
- ▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0281

子育て支援事業 の取り組み



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117-708)

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所(園)時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見きらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150人	生後8週～5歳
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
キッズハウスにじ の森	小規模保育事業所	うずら野 1-34-13	845-7654	12人	生後8週～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3人	生後6か月～2歳
にこちゃんランド		阿見 246	070-3996-1647	3人	生後6か月～2歳
ふらわぁばすけっと		中央 6-19-28	888-9617	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育(幼稚園)部分を含みます

民間保育施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

託児所	託児所・チャーミー(福田 2404-2) ☎ 889-4321
企業主導型	花くじら保育園(荒川本郷 1854-21) ☎ 875-7878

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・虹いろキッズ・ニチイキッズあみ保育室・ふらわぁばすけっと
対象	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童 私立保育園: 満1歳以上から就学前までの児童 家庭的保育事業所: 満1歳以上から3歳まで 小規模保育事業所: 生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで) ※別途条件を設定している場合もあります
利用料金	児童1人につき1日あたりの料金(食事・おやつ代含む) 公立保育所: 2,000円 ※公立保育所以外の施設は、園ごとに料金が異なります。各実施場所にお問い合わせください
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所 利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1か月前から可能) 初回利用の場合は利用の前に面接が必要です 予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します ※公立保育所以外の施設は、各実施場所にお問い合わせください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください

病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ① 町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している ② 4月2日時点で1歳に到達している
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください 利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります 病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください 阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 さくら保育園 ☎ 896-3678 阿見きらり保育園 ☎ 875-8135

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容

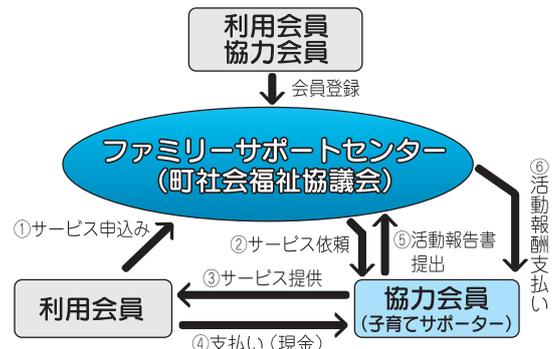
- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内) ☎ 887-8124

※一時保育事業・病後児保育事業・ファミリーサポートセンターのご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、無償化の対象になります。ご利用にあたっては子ども家庭課までお問い合わせください



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

ご存じですか？ 『サルコペニア』『フレイル』

茨城県立医療大学附属病院
リハビリテーション科医師
岸本 浩さんによる紹介と
なります

お問い合わせは
〒300-0394 阿見町阿見 4669-2
電話 888-4000 (代) 茨城県立医療大学地域貢献研究センター 担当:岸本

高齢福祉課 ☎888-1111 (743)

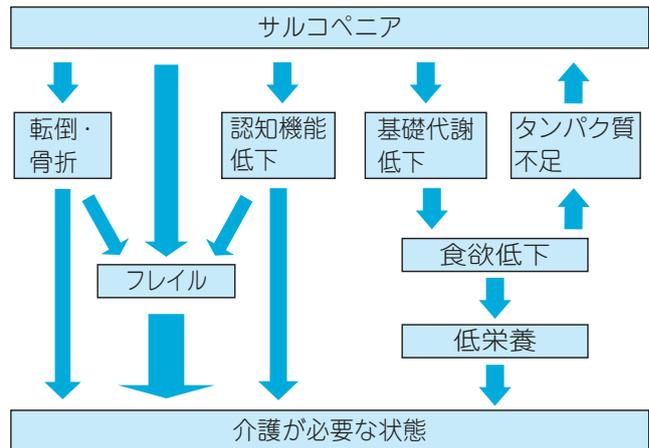
平成 29 年に阿見町が行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、介護・介助が必要と回答した人にその原因について尋ねたところ、上位は表 1 のような結果になりました（阿見町長寿福祉計画より）。1 位の「高齢による衰弱」、2 位の「骨折・転倒」に深く関わる状態として医学の分野では「サルコペニア」や「フレイル」という状態が注目されています。マスコミでも少しずつ取り上げられるようになってきたので、ご存知の人も多いと思いますが、**新型コロナウイルスの感染拡大に伴い外出しづらく、運動不足、栄養の偏りが心配される中、阿見町の皆さまに広くこの 2 つの言葉を知っていただくため、この記事を企画いたしました。**

介護・介助が必要になった原因 表 1

高齢による衰弱	17.8%
骨折・転倒	15.8%
心臓病	12.9%
脳卒中	10.9%
糖尿病	8.9%

■サルコペニア

サルコペニアは筋肉量が減り、筋力も低下した状態のことで、「筋肉減少症」、「筋減弱症」などとも訳されます。脚の筋力低下から転倒しやすくなり、さらには骨折となってしまう、介護を必要とする状態を招いてしまいます。筋肉量が減る→基礎代謝が減る→食欲が減る→たんぱく質摂取不足→ますます筋肉量が減る、という悪循環を招いたり、認知機能低下と関連があるとする報告もあります。また次にご紹介する「フレイル」の中心的症状でもあります。高齢者を 2 年間追跡調査した研究では、サルコペニアのある人は健康な人に比べて日常生活動作に障害が出る率が男性で 45.1 倍、女性で 10.4 倍という結果が出ています。（Geriatrics and Gerontology International 2013、谷本芳美他（大阪市立大学）の論文を引用）



●ご家庭でもできる「指輪っかテスト」で、サルコペニアをセルフチェックしてみましょう！

親指と人指し指で指輪っかを作る▼



▲指が届き、隙間ができた場合、サルコペニアの可能性が高い

◀利き足ではない方のふくらはぎの最も太い部分を指輪っかで囲む



Geriatrics and Gerontology International 2018(田中友規、飯島勝矢他(東京大学高齢社会総合研究機構)の論文を引用)

▼サルコペニアの原因は？

①加齢②栄養不良③運動不足④様々な疾患などが原因になります。

▼サルコペニアの予防策は？

きちんと栄養を摂って運動することです！ 栄養と運動どちらが足りなくても筋肉は気づかぬうちに減っていきってしまうのです。

▼サルコペニアを防ぐ栄養

ご飯やパン、麺類などの炭水化物に偏らないバランスのよい食事を心がけることが重要です。筋肉を減らさず、増やしていくためには、筋肉の材料であるタンパク質（肉、魚、卵、大豆製品、乳製品に多く含まれます）をしっかり食べましょう。高齢の人は、若い頃よりも多くタンパク質を摂るよう心がけなくてはなりません（腎臓に問題があると言われていた人は主治医の先生に相談しましょう）。

▼サルコペニアを防ぐ運動

日常生活の中でなるべく体を動かし、できるだけたくさん歩くように心がけましょう。時間があればウォーキングをし、スクワットなど筋肉を増やして筋力を高める運動を、体力に合わせて無理のない範囲で継続すると良いでしょう。

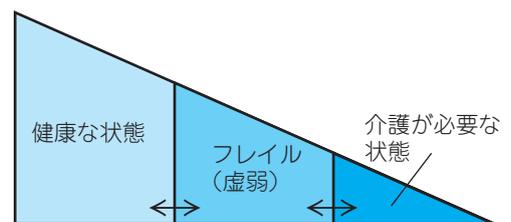
人間の筋肉量は何も対策を取らなければ、70歳頃には20歳代の6～7割にまで減ってしまう、と言われています。40～50歳代の人でも今のうちから筋肉をできるだけ減らさないよう、適切な栄養摂取と運動を生活に取り入れていくようにしましょう。

■フレイル

フレイルとは、英語で「虚弱」を意味する frailty からの造語で「健康な状態」と「介護が必要な状態」の間の状態で、適切な手当てや心がけで健康な状態に回復できますが、放置すれば介護が必要な状態を招く、という状態です。フレイルの中心的な症状は身体的脆弱性で、前項で説明したサルコペニアとほぼ重なりますが、それ以外にも精神心理的な側面や社会的側面も含んだ概念です。

▼フレイル対策

身体的には上記のサルコペニアに対する栄養や運動の対策が重要です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って外出しづらい状況の中においても、日本老年医学会では、2週間の寝たきりにより失う筋肉量は7年間に失われる量に匹敵すると言われるため「座っている時間を減らしましょう」、栄養面では「こんな時こそ、しっかりバランス良く食べましょう」、また精神心理的側面や社会的側面も含めた対策として「孤独を防ぐため電話などを利用した交流を」と呼びかけています。（参考 Web ページ：https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/citizen/pdf/coronavirus_01.pdf）



▼オーラルフレイル

さらに最近ではフレイルの入り口として「オーラルフレイル」という現象も注目されています。日本歯科医師会はオーラルフレイルについて、「噛む力が弱まったり食べこぼしが増えるなど、口腔機能のささいな衰えがフレイルよりも先に現れて、きちんと噛めない→やわらかいものばかり食べる→噛む機能が低下→口腔機能が低下→心身機能の低下、とフレイルに繋がっていく一連の過程」であるとして警鐘を鳴らしています。早めに気づいて対処すれば、フレイルや介護が必要な状態になるのを防ぐことができるため、予防策として日本歯科医師会は①かかりつけ歯科医を持つ②口のささいな衰えに気をつける③バランスの取れた食事をする、ことを呼びかけています。

サルコペニア、フレイル、栄養や運動に関して心配な点がある人はかかりつけの医師に相談しましょう。またオーラルフレイルについて心配のある人はかかりつけの歯科医師に相談しましょう。

サルコペニアやフレイルについてもっと深く知りたい人は

▼公益財団法人長寿科学振興財団：サルコペニア

<https://www.tyojyu.or.jp/net/byouki/sarcopenia/index.html>

▼国立長寿医療研究センター：すこやかな高齢期をめざして

<https://www.ncgg.go.jp/cgss/department/ep/topics/index.html>

▼日本歯科医師会：オーラルフレイルリーフレット

https://www.jda.or.jp/pdf/oral_flail_leaflet_web.pdf

などを参考にさせていただきます。

知って安心！介護保険 地域密着型サービス

介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (144)

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます。運営推進会議は2か月に1回以上、定期的に開催されています

主なサービスの種類

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1…①～⑤）が整備されています。

小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。『通い』『訪問』『宿泊』等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフ

による対応ができるので、連続性のあるサービスを受けることができます。

町では、2事業所（表1…⑥⑦）が整備されています。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサー

ビスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けることができます。要介護1～5の人が利用できます（要支援1・要支援2の人は利用できません）。町では1事業所（表1…⑧）が整備されています。

表1: 町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	①阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能型居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人
看護小規模多機能型 居宅介護	⑧看護小規模多機能型居宅介護さくらす	荒川本郷 1854-21 ☎875-6711	29人

国民年金

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除などの遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなりました。

所得枠

118万円(本人所得) 扶養親族などがある場合、扶養人数×38万円 ▼社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に加算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課で申請できません。申請は毎年必要となります。 ※日本年金機構から『学生納

付特例申請書(はがき)が届いている人は、必要事項を記入して返送することができます

持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書・年金手帳・印鑑(本人署名の場合不要)

▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ書類(所得証明書・源泉

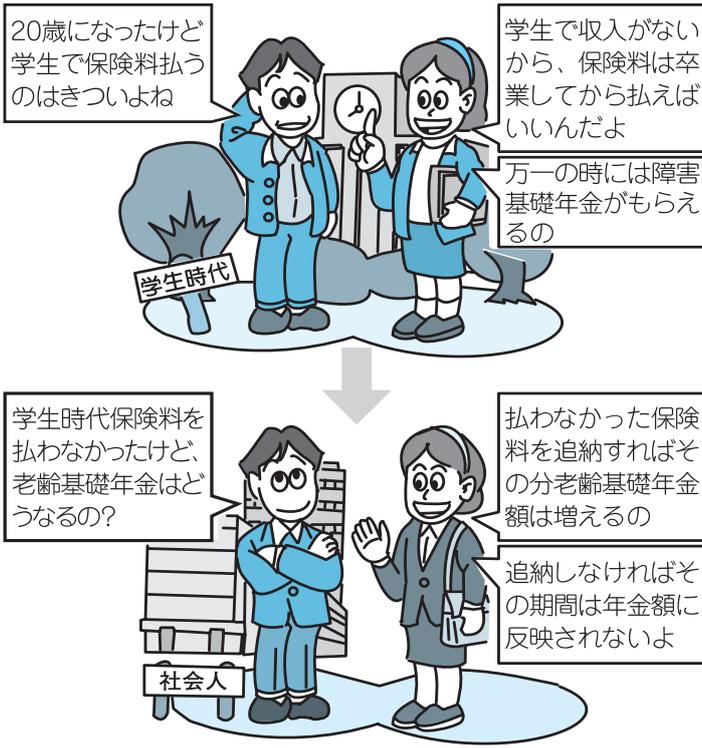
徴収票・確定申告書など)の写し

▼昨年または今年、会社などを退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書(雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など)の写し

承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。



『不妊治療費助成事業』 『不育症治療費助成事業』のご案内

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

不妊治療費助成事業

体外受精または顕微授精と、これらの治療の過程で行う男性不妊治療も含む費用の一部を助成します。
※男性不妊治療費の助成は4月から開始します

対象となる治療

体外受精・顕微授精・これらの治療の過程で行う男性不妊治療も含みます。

助成額

治療区分に応じて助成額が異なります。

助成回数

※43歳未満の人が対象です

- ▼初回申請の治療開始日が39歳までの人：通算6回
- ▼初回申請の治療開始日が40歳～42歳の人：通算3回

対象者

下記全ての要件に該当する人。

- ① 法律上婚姻をしている夫婦で、夫・妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請時点で、町内に1年以上住所を有する
- ② 夫・妻のいずれもが町税を滞納していない
- ③ 県不妊治療助成事業（※県実施事業）の補助金交付決定を受けている

※県不妊治療費助成事業の申請窓口

龍ヶ崎市 2983-1 竜ヶ崎保健所健康増進課
☎ 0297-62-2161

申請方法

県不妊治療助成事業の補助金交付決定後、町健康づくり課に申請してください。

不育症治療費助成事業

不育症の検査や治療を受けた人の治療費用の一部を助成します。

対象となる治療

保険適用外の不育症の検査および治療（令和2年4月1日以降の診療分だけが対象です）。

※入院時の差額ベット代、食事代、文書料等の検査・治療に直接関係のない費用は対象外

助成額

1年度あたり5万円を上限に1回助成します（通算5回まで）。

対象者

法律上の婚姻関係にあるご夫婦で、下記全ての要件に該当する人。

- ① 2回以上の流産等により医師に不育症と診断された
- ② 不育症検査および治療が終了した日および申請

日において町内に1年以上住所があり、以降も1年以上引き続き町内に住所を有する意思がある

- ③ 国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している
- ④ 町税を滞納していない
- ⑤ 前年の所得（申請日が1月から5月までの場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満である

申請方法

町健康づくり課窓口、町ホームページから入手できる申請書や必要書類をそえて、健康づくり課に申請してください。

その他

申請の詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

受けるのは今！

『風しん抗体検査・予防接種』が無料で受けられます！

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの対象者となる男性の人に、風しん抗体検査および予防接種の無料クーポン券をお送りしました。

風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他人にうつる、感染力が強い感染症です。大人になってかかると症状が重くなることがあります。また、妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害（先天性風しん症候群）が起きることがあります。あなた自身と、これから生まれてくる世代の子どもを守るために、ぜひクーポン券を使って風しん抗体検査と予防接種をお受けください！

■ 受診方法

① 風しん抗体検査を受ける

② 抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がない場合は、風しんの予防接種を受ける

※医療機関のほか、健康診断と併せて受けられる場合があります。勤務先や健診機関等にお問合せください

■ 有効期間

▼ 風しん抗体検査：令和3年3月31日まで

▼ 風しん予防接種：令和4年3月31日まで

※有効期間が異なりますので、お早めに抗体検査を受けることをおすすめします

■ その他

転入された人で、抗体検査および予防接種が未実施の場合は下記までお問合せください。

※令和元年度中に抗体検査および予防接種を受けた人は対象になりません

健康増進法の改正に伴い、2020年4月1日より

多くの人を利用するすべての施設は、原則『禁煙』になります

望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。ご理解、ご協力をお願いします。※義務違反時の罰則が設けられています



■ 改正法の趣旨

① 「望まない受動喫煙」をなくす

② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

■ 敷地内禁煙 2019年7月1日施行

学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等

▼ 役場本庁舎 ▼ うずら出張所 ▼ 町内小・中学校 ▼ 保育所・児童館 ▼ 町地域子育て支援センター ▼ 水道事務所

▼ 総合保健福祉会館「さわやかセンター」 ▼ 学校給食センター等

■ 屋内禁煙 2020年4月1日施行

上記施設を除く、すべての施設（喫煙を認める場合は、専用室などの設置が必要）

▼ 各公民館・ふれあいセンター ▼ 町立図書館 ▼ 町立体育館 ▼ 福祉センター「まほろば」 ▼ 霞クリーンセンター

▼ 予科練平和記念館 ▼ 町内の各公会堂・集落センター等

『こころの体温計』であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。

特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

■『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚・猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。



■利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

- ▼パソコンで利用する場合: **ホームページ** (<https://fishbowlindex.jp/ami/>) からご利用ください
- ▼スマートフォン・携帯電話等で利用する場合: 右記二次元コードからご利用ください
- ※町ホームページからもご利用いただけます



二次元コード▲

ご相談ください！『こころの健康相談』

町では、こころの悩みやこころの健康についてのご相談をお受けしています。

こころの病気の不安や悩みがあるけれど受診が必要かどうかわからない、家族としてどのように接したらよいか分からない等、ご心配なことがあれば一人で悩まず、お早めにご相談ください。**秘密は厳守します**

■対象者

町内在住の人、またはそのご家族の人

■相談日時

- ▼日程: 毎月1回 (日にちは広報あみでお知らせします)
- ▼時間: ①午後1時～2時
②午後2時30分～3時30分

■相談スタッフ

精神保健福祉士、町保健師

■申込方法

電話または直接健康づくり課(町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)にお申し込みください(予約制・相談料は無料)
※匿名での予約や本人・家族以外の人からの相談はお受けできません

■相談場所

町総合保健福祉会館「さわやかセンター」内相談室

～相談した人の声～

- ▼相談したことによって気持ちが楽になった
- ▼こころに引っかかっていたものが軽くなった
- ▼病院を受診するきっかけになった



木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を支援します



都市計画課 ☎888-1111 (232)

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

補助概要

補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
 - ▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
 - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
 - ▼延べ床面積が30㎡以上であること
 - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

支援の内容

区分	内容
①耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
②耐震補強設計	耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行うものです
③耐震改修工事	耐震補強設計に基づき、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力(必要耐力)と実際に保有している耐力(保有耐力)の比較より導き出される評価点
 ※②③の補助申請は、単独では受け付けません

補助金額等

	①耐震診断	②耐震補強設計	③耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額10万円	限度額40万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	66.6%	23%	
予定件数	5件	5件	5件	

募集期間

①6月1日(月)～7月3日(金)まで②③6月1日(月)～11月30日(月)まで ※いずれも土・日・祝日を除く

申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳細な内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください!!

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

- ▼町の職員や木造住宅耐震診断士が直接訪問して耐震診断を勧めることはありません
- ▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

うるおいある街並みに！

生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (231)

生垣設置の助成

生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

補助の対象区域

▼町全域
補助を受けられる人
 ▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合
 ▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの
 ▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

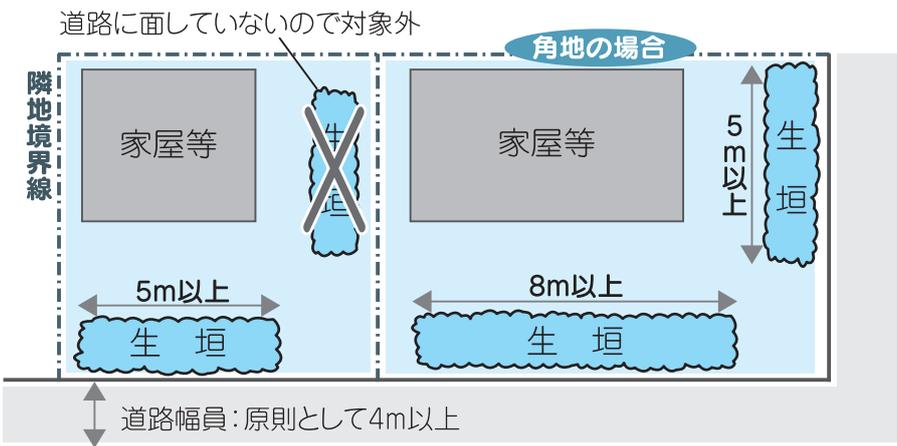
※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの
 ▼不動産の販売を目的として設置されるもの
 ▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

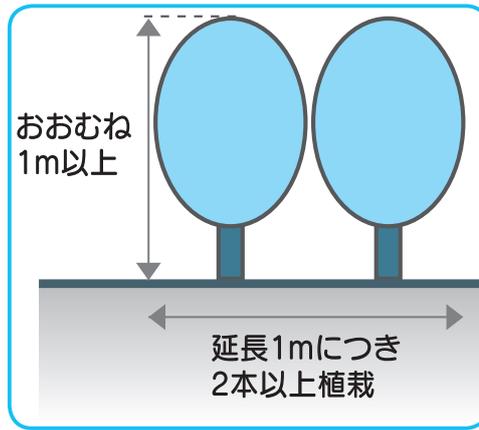
補助の条件

生垣の長さなど

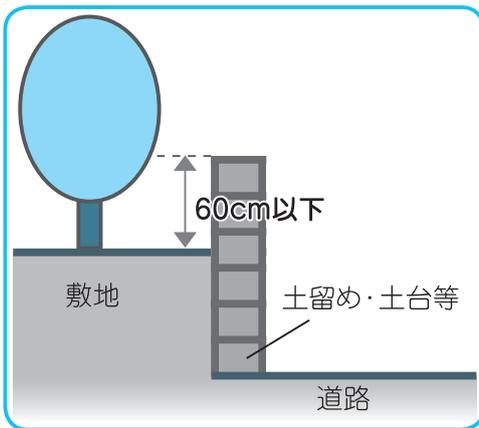
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの
 ※角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要



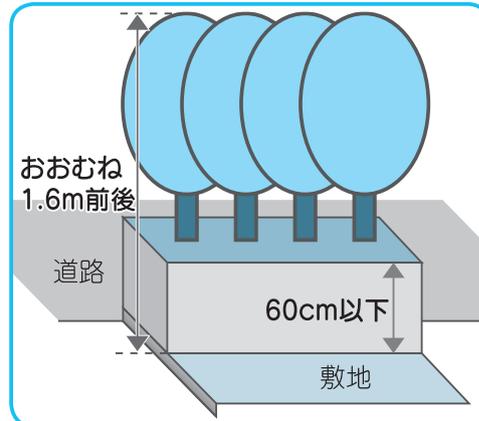
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

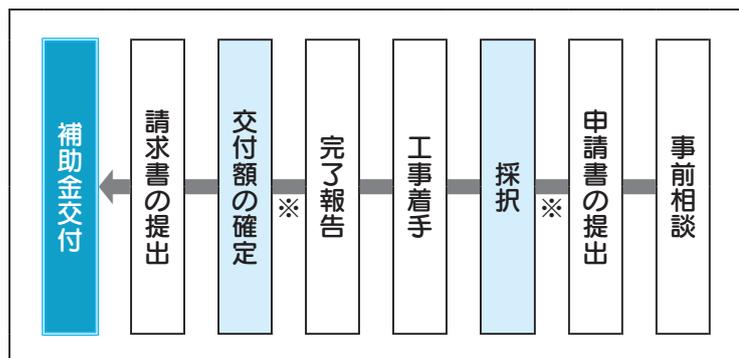
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください
都市計画課 ☎888-1111 (231)



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

令和2年度・第1回

消費者問題のご相談は、お気軽に下記まで！



令和元年度の消費生活相談状況

- ▼相談受付件数: 420 件
- ▼契約者の性別 男: 184 件 女: 229 件 その他(不明・団体企業): 7 件
- ▼契約者の年齢

(単位: 件)

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	その他	計
10	28	29	38	67	69	114	49	16	420

▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	事例	件数	相談内容・対策
1	架空請求 ▼葉書 ▼封書 ▼メール	79	Q. ▼民事訴訟最終通達書と書かれた葉書が届いた ▼大手通販サイトを名乗って未納料金がある、連絡なき場合は法的手続きに移行するとのメール(SMS)が届いた A. 葉書やメールに書かれている電話番号には絶対に電話をかけないでください。電話をするとさまざまな名目でお金の支払いを求められます。また、個人情報を知られてしまう場合があります
2	インターネット関連 ▼出会い系サイト ▼アダルトサイト ▼オンラインゲーム ▼情報商材など	31	Q. スマホを使って簡単にもうかるとのネット広告を見て情報商材を購入したが、もうからない A. 簡単に高額収入を得られません。情報商材は契約前に内容を確認できません。簡単にもうかるとの広告内容を安易に信用しないようにしましょう
3	定期購入の相談 ▼化粧品 ▼健康食品など	22	Q. 初回お試し 980 円と表示されていた化粧品をネット通販で購入した、1 月後に同じ商品が届き定期購入と分かった A. 通信販売では返品や解約についての記載があれば、それに従うこととなります。注文前に定期購入等の契約条件、返品の可否や解約条件等を確認しましょう

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や不審なメールにご注意ください!!

消費者庁からのお知らせ『5 月は消費者月間です』

●今年度のテーマは「豊かな未来へ ～『もったいない』から始めよう～」

令和2年度は、消費者が事業者・地方公共団体・国などとも連携しながら食品ロス削減をはじめ、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていただくきっかけになるよう上記のテーマを掲げています。



問合せ: ▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 平日の午前 9 時～午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎ 188 へ)
▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)



公共下水道・農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度を拡充して実施しています！

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が平成30年度より拡充され、今まで対象にならなかった人も対象となるほか、条件を満たす人は補助金額が増額されています。霞ヶ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

上下水道課 ☎889-5151

拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から3年間	▼ 期間制限なし（平成30年4月以降に供用開始となった区域は供用開始から3年間）
補助金額	補助対象工事の半額で上限4万円	▼ 65歳以上または18歳未満の人がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が334万円以下の場合、 補助対象工事の全額で上限35万円 ▼ それ以外は 補助対象工事の半額で上限4万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼実施期間：平成30年～令和3年度

▼補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼補助対象：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない人。なお、店舗兼住宅の場合は、住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です

※新築（建築確認申請が必要な増築・改築含む）・官公庁・法人その他の団体・町税に滞納がある人は対象外

▼課税対象所得の確認方法

- ① 給与から町・県民税（住民税）を天引きされている人：勤務先から5～6月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」の「総所得③」の額になります
- ② 町・県民税（住民税）を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人：町から6月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」の「課税標準額の明細」欄の「総所得」の額になります
- ③ 上記の書類が見当たらない人「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

- ① 町県民税が賦課されていない人は課税対象所得はありません
- ② 4～6月に申請の場合は前年度、7～翌年3月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ：補助申請→申請の確認→決定通知→工事→実績報告→実績報告の確認→確定通知→補助金支払

▼補助申請に必要な書類

▽全ての人に必要なもの

- ① 町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
- ② 排水設備計画（確認・変更）申請書の写し
- ③ 町税の納税証明書
- ④ 補助対象工事に係る見積書の写し
- ⑤ 補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）
- ⑥ 建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽拡充分を申請する人に必要な書類

- ⑦ 申請者および申請者と同一の世帯に属する人の所得証明書または非課税証明書
 - ⑧ 申請者の属する世帯の住民票
 - ⑨ 世帯構成員の状況
- ※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼実績報告に必要な書類

- ① 阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ② 排水設備工事完了届の写し
- ③ 補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）
- ④ 補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼注意事項：▽申請書等は町ホームページからダウンロードできます▽補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりません▽補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▽予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

〈あみ人材育成基金〉

『奨学金返還支援補助金』

『人材育成海外留学奨学補助金』

をご利用ください

生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

阿見町奨学金返還支援補助金

町に定住し町内中小企業等に正規雇用され奨学金の返還を行っている人に、奨学金返還支援補助金を交付します

補助額	年額5万円まで
補助期間	10年（毎年度申請が必要となります）
対象 ※右記の①～④ すべてに該当 する人	<ol style="list-style-type: none"> ① 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け返還している人 ② 申請時において1年前から継続して町の住民基本台帳に記載されている人 ③ 申請する初年度の末日時点で年齢が30歳未満の人 ④ 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ア：町内の中小企業または社会福祉法人で正規に雇用され就業している人 イ：個人で農業その他の事業を営む人またはその事業専従者 ウ：医療や福祉に係る資格を活かし、町内の事業所等で就業している人 <p>※主な資格例</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼保育士 ▼幼稚園教諭 ▼介護福祉士 ▼社会福祉士 ▼栄養士 ▼薬剤師 ▼看護師 ▼保健師 ▼診療放射線技師 ▼臨床検査技師 ▼作業療法士 ▼歯科衛生士 ▼理学療法士 等
申込期間	6月2日(火)～令和3年2月28日(日)

人材育成海外留学奨学補助金

国際的に活躍できる有能な人材を育成するため、明確な目的意識を持ち海外に留学する人に、人材育成海外留学奨学資金補助金を交付します

補助額	1人1回限り10万円
対象 ※右記の①～⑤ すべてに該当 する人	<ol style="list-style-type: none"> ① 申請時において1年前から継続して町の住民基本台帳に記載されている人 ② 30歳未満の人 ③ 高等学校・大学・高等専門学校に在籍する人またはそれらの学校を卒業した人もしくは高等学校卒業程度認定試験に合格した人 ④ 留学先学校に1学年以上留学する見込みのある人 ⑤ 留学先学校が発行する入学許可書または受け入れを認められたことを証明する書類を有する人
申込期間	第1期:6月2日(火)～6月30日(火) 第2期:令和3年1月5日(火)～1月31日(日)

■ 申込方法

必要書類をそろえて生涯学習課（中央公民館内）まで持参ください。

※祝日・月曜日を除く午前8時30分から午後5時

■ その他

詳細については、生涯学習課ホームページをご覧ください。

■ 問い合わせ先

〒300-0333 若栗1886-1 生涯学習課（中央公民館内） ☎888-2526

まちのできごと

JA水郷つくばから交通安全帽子スローガン横断幕寄贈

3月23日、JA水郷つくばから、町立小中学校の新生1年生へ黄色の交通安全帽子が、町立小中学校へ交通安全スローガン横断幕が寄贈されました。

JA水郷つくばからの寄贈は合併前から数えて今回で44年目となり、いただいた安全帽子・横断幕は安全な登下校に活用させていただきます。ありがとうございました。



(株)常陽銀行から防犯ブザーの寄贈

3月30日、株式会社常陽銀行から、町内小中学校の新生1年生へ防犯ブザーが寄贈されました。

株式会社常陽銀行は、防犯ブザーを平成17年度から寄贈していただいています。防犯ブザーは、4月7日に行われた入学式において配付され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。ありがとうございました。



災害備蓄品「備食ライス」贈呈式開催

3月26日、JA水郷つくばより災害備蓄品「備食ライス」が贈呈されました。

「備食ライス」は、災害発生時にそのまま食べることが出来る非常食であり、JA水郷つくばの地域貢献活動の一環として、JA水郷つくばの管内7市町村（阿見町・牛久市・土浦市・龍ヶ崎市・かすみがうら市・美浦村・利根町）に寄贈されたものです。

町では、今回の寄付を有効活用しながら、引き続き大規模災害発生に備え、備蓄を進めてまいります。ありがとうございました。



インフォメーション

お知らせ 「かすみコンサート」開催中止のお知らせ

5月17日(日)に、かすみ公民館で開催を予定していましたが「かすみコンサート」(令和2年3月27日発行広報あみ4月号通常版掲載)ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、来場者・関係者の皆さまの健康と安全を最優先に考慮しました結果、開催中止を決定させていただきました。

ご来場を予定されていた皆さま、関係者の皆さま、ご理解・ご了承いただきますようお願いいたします。

■ かすみ公民館 ☎ 888-8111

お知らせ 家庭教育応援ナビ すくすく育ていばらきこず

県教育委員会では、家庭教育に関する学習機会と情報を提供するサイトを開設しています。ぜひご覧ください。

■ 県生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室 ☎ 029-30115132

■ <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/katei/>

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手探り対、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実教1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶城裕和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許(5)第5548号
有限会社 美都つ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

インフォメーション

お知らせ 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の選択について

個人住民税(町・県民税)における上場株式等に係る配当所得等について、納税通知書が送達される前に「上場株式等の譲渡・配当の選択課税申告書」を提出いただくことにより、所得税と異なる課税選択(申告不要制度・総合課税・申告分離課税)を選択することが出来ます。

対象となる上場株式等に係る配当所得等は、個人住民税(町・県民税)が源泉徴収されているものに限りです。

総合課税や分離課税を選択した場合、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税・介護保険料算定等に影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

■ 税務課 町民税係 ☎ 8888-1111 (15:1~15:2)

お知らせ 2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興等の基礎資料として活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査員による訪問は行わず、郵送により調査票を配付しますので、ご回答をよろしく願います。

■ 総務課 統計係 ☎ 8888-1111 (7:21)

募集 「認知症を理解する」参加者募集

▼ 期日 5月29日(金) ※情勢による開催変更時は申込者へ個別連絡します

▼ 時間 午後1時30分~3時

▼ 場所 町総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階講座室

▼ 内容 認知症サポーター養成講座

▼ 講師 認知症キャラバンメイト

▼ 対象 町内在住・在勤の人

▼ 募集人数 10人程度(感染症予防のため少人数で実施)

▼ 申込期限 5月27日(水)まで

▼ 申込方法 左記に電話で直接申し込む

▼ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

募集 在職者訓練受講生募集①・② ① ガス溶接技能研修

▼ 期日 7月1日(水)・2日(木)

▼ 時間 午前9時~午後5時

▼ 内容 労働安全衛生法に基づく技能講習

▼ 定員 10人

▼ 受講料 2750円

▼ 申込期間 5月1日(金)~25日(月)

▼ 機械加工講座(技能検定対策)

▼ 期日 7月4日(土)・18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日(日)

▼ 時間 午前9時~午後4時

▼ 内容 普通旋盤・フライス盤の技能検定対策

▼ 定員 15人(内フライス盤4人)

▼ 受講料 3040円

▼ 申込期間 5月1日(金)~25日(月)

▼ 場所 県立土浦産業技術専門学校(土浦市中村西根)

▼ 申込方法 左記ホームページ内「スキルアップセミナー」から申し込む ※定員を超えた場合抽選(在職者優先)

▼ 県立土浦産業技術専門学校 ☎ 841-3551

▼ <http://www.t.gakun.ac.jp/>

お知らせ 中皮腫・肺がん等の石綿による疾病の補償

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月で発症することが大きな特徴です。

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿

ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

中皮腫などで亡くなられた人が過去に石綿業務に従事されていた場合は、労災保険給付等の支給対象になる可能性がりますので、お気軽に労働局・労働基準監督署へご相談ください。

制度の詳細は左記までお問い合わせください。

■ 茨城労働局労働基準部 労災補償課 ☎ 029-224-6217

募集 「第14回つくば国際ウォーキング大会」参加者募集

自然と科学が調和するつくば市を楽しく歩いてみませんか? 申込方法などの詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼ 期日 6月6日(土)・7日(日)

▼ 内容 つくば山麓・筑波宇宙センター周辺等、つくば市内のさまざまな地域を巡るコースを歩くことができます

▼ 申込期間 5月15日(金)まで

▼ つくば国際ウォーキング大会実行委員会事務局 ☎ 090-4122-2225

▼ <http://www.ibaraki-walking.jp/>

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見中学校 コンビニ 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(前執事代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp

あみ司法書士事務所(神林ビル2階)
・(平日)午前9:00~午後6:00
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

茨城セキスイハイム 本郷展示場オープン!

本郷展示場

阿見きり保育園 朝日中学校

お問い合わせは…**ひたち野うしく展示場**
〒300-1207 牛久市ひたち野東5-21-1 うしく住宅展示場内
TEL.029-878-2850 [営業時間10:00~18:30] 定休日:火曜・水曜

お電話またはWEBよりご予約の上、ご来場いただいた方にもちろん**3,000円分のQUOカード**プレゼント!

WEBでのご予約はこちらから QRコード



お知らせ
「水道事業に関する
「水質検査計画」策定

町では、水道事業に関する「令和2年度水質検査計画」を策定し、ホームページに掲載しました。当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は左記までお問い合わせください。

■上下水道課（町水道事務所内）
☎889-5151
http://www.town.ami.lg.jp/000000570.html

お知らせ
町シルバー人材センター
「入会説明会」開催

●期日 5月12日（火）
▼時間 午前9時30分から1時間程度（5分前までに集合）
▼場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館）
▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）※特に女性で施設清掃等を希望される人、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

▼その他 入会説明会に参加を希望される人は事前に下記へ予約すること

●「マイホームのミニ営繕」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。詳細はお問い合わせください

■（公社）町シルバー人材センター
☎888-2036

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2〜3機による標記訓練を行います。

▼日時 5月12日（火）〜14日（木）、19日（火）〜21日（木）、日没から約3時間以内（各機2時間基準）
■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-1211（3420）

募集
「母子家庭等自立促進講習会」参加者募集①・②

①介護職員初任者研修
▼期日 6月14日から14日間 全130時間（日曜日のみ、4回のレポート提出あり）
▼時間 午前9時〜午後5時（昼休み1時間）※内容により短縮あり

▼受講料 無料 ※テキスト代6000円、ボランティア保険加入代392円は個人負担
②調剤薬局事務講座

▼期日 10月3日から8日間（土曜日のみ）
▼時間 午前10時〜午後4時（昼休み1時間）
▼受講料 無料 ※テキスト代3000円、ボランティア保険加入代224円、試験代6500円は個人負担

▼対象 ひとり親家庭の母・父および寡婦で、全日程出席でき、今後就労を希望する人

▼場所 県母子寡婦福祉連合会ラーク・ハイツ会議室（水戸市八幡町）

▼募集人数 ①②ともに20人程度
▼申込期限 ①5月29日（金）②9月18日（金）※消印有効

▼申込方法 申込書を下記へファクシミリか郵送する ※申込書は、県母子寡婦福祉連合会ホームページ（https://www.ibaboren.or.jp/）からダウンロードするか町子ども家庭課の窓口で入手できます

▼その他 ▼2歳以上の子どもの託児あり（要事前予約）▼母子家庭等になり7年未満で前年度の所得が一定以下の人に交通費の一部支給▼詳細は左記にお問い合わせください

☎310-0065 水戸市八幡町11-52 ラーク・ハイツ内（福）県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター

☎029-221-8497
☎029-221-8618

募集
「国土交通省
「河川愛護モニター」募集

国土交通省では、河川を優しく見守ってくださる「河川愛護モニター」を左記のとおり募集します。ぜひご応募ください。

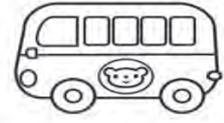
▼期間 7月1日（水）〜令和4年6月30日（木）
▼対象 霞ヶ浦付近に在住の満20歳以上の人

▼謝礼 実費程度
▼申込期間 5月15日（金）まで
▼その他 詳細は国土交通省霞ヶ浦河川事務所へお問い合わせいただくか、左記ホームページをご覧ください ※応募者の個人情報応募の目的以外には使用しません。また、選考終了後の処分は厳重に行います

■国土交通省霞ヶ浦河川事務所 占用調整課 ☎0299-6312419 ☎0299-6312430
http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/

イベント等について
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本号に掲載したイベント・募集等の記事は変更・中止となる場合があります。ご了承ください。

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

〈未就園児教室のご案内〉

来年就園予定の年少・3歳児（H29.4.2〜30.4.1生）
年中・4歳児（H28.4.2〜29.4.1生）

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう！

※お問い合わせ頂いた方には、ご案内状を送付させていただきます。

6月〜7月で開催予定！
参加費用は無料です。



☆阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471☆

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

場所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約

場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

場所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

場所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)

時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約

場所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,676人 (- 36) ▽4月1日現在
- 男性 23,624人 (- 21) ▽常住人口ベース
- 女性 24,052人 (- 15) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,986世帯 (+ 40) ▽総務課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 6月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

6月の納税等

町・県民税(1期)

納期限 6月30日(火)

救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ 急病 102件(337)

出場件数 152件(506) 交通事故 13件(43)

一般負傷 23件(67)

※救急車の適正な利用を
その他の 14件(59)

お願いします

合計 152件(506)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店